

都城市公告第195号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年8月1日

都城市長 池田 宜永



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林 別紙のとおり
- 2 縦覧場所 都城市森林保全課、都城市のホームページ
- 3 本公告により、都城市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

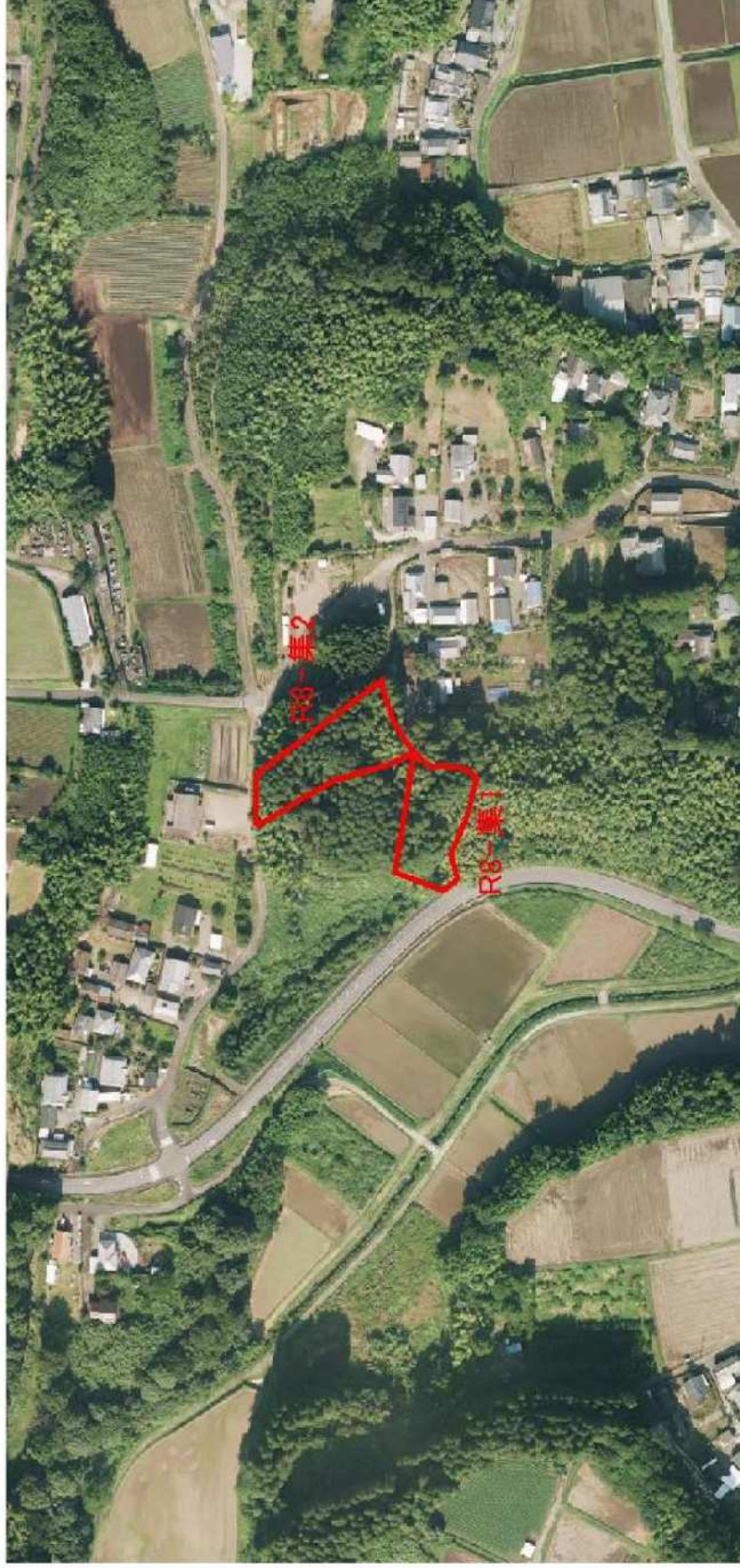
以上

【別紙】

経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番		林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権 の存続期間	備考
	所在	地番					
R8-集1	都城市横市町	6580-3	9:14	山林	0.16	10年	
R8-集2	都城市横市町	6581-1	9:11-1	山林	0.11	10年	
			9:13	山林	0.08	10年	

集積計画箇所位置図（縮尺1：2500）



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R8-集1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	宮崎県都城市姫城町6街区21号				(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)				(住所又は所在地)							
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の開始	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	都城市横市町	6580-3	944		山林	0.16	スギ	87	2026.8.1	10年(2036.7.31)	○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○乙が経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとし、間伐に要した経費に充当する。 (2.留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が森林環境譲与税等を活用して全額公費で負担する。	乙から甲に対し、金銭の支払いを行わない。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

整理番号	R8-集 1			
経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
番号	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上) 都城市長 池田 宜永 住所 (同上)				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3) 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員の同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定められた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4) 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (6) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (7) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に取り消す場合にあつては、甲に対し、当該取消の日から起算して過去5年間以内に実施された当該経営管理権集積計画に係る市町村森林経営管理事業の実施にかかった費用に相当する額を請求することができる。

⑤ 乙は、この経営管理権集積計画を取り消す場合にあつては、甲に対し、当該取消の日から起算して過去5年間以内に実施された当該経営管理権集積計画に係る市町村森林経営管理事業の実施にかかった費用に相当する額を請求することができる。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

- ① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるとし、甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R8-集2	経営管理権の設定を受ける 市町村(乙)	(名称)		(所在地)									
		市町村	都城市長 池田 宜永	宮崎県都城市姫城町6街区21号										
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	都城市 横市町	6581-1	9	41-1	山林	0.11	スギ	87	2026. 8. 1	10年 (2036. 7. 31)	○乙は、存続期間中 に間伐を1回以上実 施するものとする。 間伐実施の際は立竹 を伐倒して除去す る。間伐実施後は必 要に応じて立竹の除 去を行い広葉樹の天 然更新を促す。な お、施業の実施にあ たっては、必要なら 伐採を控える等、生 物多様性に配慮する ものとする。 ○乙は、火災、病虫 害及び気象等の予防 のため、年2回の森 林の巡視を行うもの とし、当該巡視は林 道等からの目視に よって判断できる限 りで行う。	(1、甲に支払われるべ き金銭の額の算定方法) ○経営管理権に基づき乙 が実施する間伐の結果生 じた木材の販売による収 益は乙のものとし、間伐 に要した経費に充当す る。 (2、留意事項) ○乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 森林環境譲与税等を活用 して全額公費で負担す る。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。	
2				43	山林	0.08	スギ	87						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

整理番号	R8-集 2			
経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				
番号	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所（同上） 住所（同上） 都城市長 池田 宜永				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3) 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定められた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4) 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (6) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (7) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

⑤ 乙は、この経営管理権集積計画を取り消す場合にあっては、甲に対し、当該取消の日から起算して過去5年間以内に実施された当該経営管理権集積計画に係る市町村森林経営管理事業の実施にかかった費用に相当する額を請求することができる。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

- ① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるとし、甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。